

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習受講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班 北村 亜紀

1. はじめに（目的等）

西条ステーションでは、酸素欠乏及び硫化水素中毒危険個所で業務に従事する必要がある。この業務に従事する者には、労働安全衛生法（第 59 条）において厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行はなければならない。そのため技能講習を受ける必要がありこの度受講した。

2. 期間・場所

期間：令和 2 年 10 月 14 日（水）～10 月 16 日（金）

場所：広島県労働基準協会 林業ビル 8 階教室（広島市中区上八丁堀 8-23）

3. 参加者等

広島県内の酸素欠硫化作業主任者講習の受講者 55 名

4. 研修内容

学科教育 14 時間 30 分（最終日、試験時間を含む）

実技教育 4 時間

5. まとめと感想

技能講習を受講するにあたり、西条ステーション（農場）での硫化水素中毒危険場所として、し尿処理施設での作業が該当することの認識はあったが、その危険度を十分に理解していないまま今まで作業に従事していたことが分かった。

酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所で作業に当たる前は必ずその作業環境の測定（酸素濃度が 18% 以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下）が定められており、最初に危険場所に立ち入ることになる測定者は安全確保のため保護具の装着や必ず 1 人以上の補助者の監視のもと行うこと、作業環境の安全性（環境の正常値の確認・換気による改善・呼吸器など保護具の使用）を確保した上で作業には従事できることを学んだ。特に、チップにあっては、チップ上の通常人間が立って呼吸する高さにおいては酸素の濃度が 21% であっても、チップの表面から 20～30cm の位置（かがんで作業した時の顔の位置）では 12～15%、チップ表面では 4% と極端に低い濃度が測定された例があることを学び、農場のおがくずを収容しているドームが酸素欠乏危険場所として可能性があることを知った。今まで使用時にのみシャッターを開放して使用しており、また酸素濃度を測定したことがないので、安全性は確認できていない。農場には測定器及び呼吸器等の保護具がないため、まずは購入し作業環境の安全性を確認する必要がある。

講習受講後に、茨城県で起こった硫化水素中毒と思われる事故の報道があった。マンホール内で作業員が 2 名死亡し状況は講習会で学んだ災害事例そのままであり、職場での作業における事故の可能性を大変身近に感じた。安全に留意し、今後の業務に従事していきたい。